

参加の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和3年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものとする。

令和3年2月19日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 土井 弘次

1. 当該招請の主旨

本業務は、施工合理化調査により得られた調査データを基に、歩掛を構成する各項目の集計及び詳細解析に必要な図表等の作成を行い、土木工事標準歩掛の改定を行うための各種資料を作成するものである。

土木工事標準歩掛の改定には、土木工事の施工方法、建設機械、建設労働力、建設資材の他、積算基準や設計技術基準等に関する幅広い知識や経験を基に、解析歩掛の変動要因を特定し、解析歩掛の妥当性を的確に判断する技術力が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合もしくは、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和3年度施工合理化調査解析業務（電子入札対象案件）（電子契約対象業務）

(2) 業務の目的

本業務は、施工合理化調査により得られた調査データを基に、歩掛を構成する各項目の集計及び詳細解析に必要な図表等の作成を行い、土木工事標準歩掛の改定を行うための各種資料の作成及び、施工合理化調査表等の作成を行うものである。

(3) 履行期間 履行期間は、以下のとおり予定している。

令和3年4月（中旬）から令和4年3月21日まで

(4) 電子入札システム

本業務は、資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) その他

1) 参加要件等

本業務における参加要件は業務説明書による。

2) 試行に関する事項

本業務の試行は業務説明書による。

3. 参加意思確認書の提出者に要求される応募参加資格

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

ア) 単体企業

- a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされる者であること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- c) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- e) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

イ) 設計共同体

上記 ア) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和3年2月19日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から令和3年度施工合理化調査解析業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

2) 資本関係又は人間関係

参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書3.（1）2）参照）

3) 業務実績

「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した同種又は類似業務において、平成22年度以降公示日までに完了した1件以上の実績を有していなければならない。（業務説明書3.（1）3）参照）

・業務：公共工事の歩掛設定又は積算基準に関する業務

なお、設計共同体の場合は、構成員を含むすべての者について1件以上の実績を有していなければならない。

4) 業務成績

平成30年度以降令和元年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）における本業務の業種区分の平均業務成績が60点以上であること。

但し、関東地方整備局発注業務の実績（100万円を超える業務）がない場合は、この限りではない。

(2) 配置予定技術者に対する要件

■管理（主任）技術者

管理（主任）技術者については業務説明書に示す条件を満たす者であることとする。

4. 技術提案書の提出者に要求される資格要件

技術提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

- (1) 配置予定技術者の資格及び業務実績、手持ち業務の状況
- (2) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

5. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の経験及び能力

継続教育取組実績、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、優良表彰

(2) 業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他

業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性、その他代替案や重要事項の指摘

(3) 特定テーマに関する技術提案

6. 手続等

(1) 担当部局（説明書の交付場所、参加意思確認書及び技術提案書の提出場所）

1) 契約関係

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館17階
関東地方整備局 総務部 契約課 購買第二係
電話：048-601-3151（代）FAX：048-600-1370
電子メール：ktr-kt2140f@gxb.mlit.go.jp

2) 技術関係

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館18階
関東地方整備局 企画部 技術管理課 基準第三係
電話：048-600-1331 FAX：048-600-1374
電子メール：ktr-gikan-kijyun-3-1@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

交付期間：令和3年2月19日（金）から令和3年3月2日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、9時15分から17時00分まで（最終日は16時まで）。

受付期間：令和3年2月19日（金）から令和3年3月2日（火）までの休日を除く毎日、9時15分から17時00分までとする。

交付方法：電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記（1）2）に事前連絡を行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限等

提出期限：令和3年3月2日（火）16時00分。

但し、紙入札方式による場合は同日の17時00分。

提出方法：電子データにより提出すること。但し、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）、若しくはFAX又は電子メールによる。（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(4) 関連業務を随意契約する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 6. (1) 2) に同じ。

(6) 当該応募者に対して簡易型公募（拡大型）プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和3年3月22日（月）16時00分。

但し、紙入札方式による場合は同日の17時00分。

(7) 参加資格の認定

3. (1) 1) ア) b) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も6. (3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定されるためには、選定通知の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

なお、3. (1) 1) イ) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないものは、選定通知の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、選定通知の日とする。

(8) その他 詳細は業務説明書による。